

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	高齢者能力活用推進事業補助金				補助金番号		C1-9		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課								
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市高齢者能力活用推進事業補助金交付要領								
交付の目的	高齢者の知識や技能を活かした事業を通して、公益社団法人枚方市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の設置目的である高齢者が働くことを通じた生きがいがいづくり、さらなる地域社会の活性化への貢献につなげていくことを効果的に支援していくため。								
補助対象経費	センターが実施する自主事業に係る経費（会員への配分金、研修費、通信運搬費、消耗品費等）								
補助率・補助額	その他								
交付先	公益社団法人枚方市シルバー人材センター								
開始年度	平成31 (令和元) 年度	終期年度		年度		サンセット期日		令和9 年度末	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助			事業費補助		○	その他
法令等での義務付け	なし		法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

					(千円)
		R3	R4	R5	R6
予算額		7,980	3,680	4,017	4,017
決算額		2,503	3,309	4,017	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
一般財源		2,503	3,309	4,017	
					(件)
交付実績		1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	補助対象となるセンターの自主事業は、休眠中の田畑などを活用した遊休地活用事業や、学びを通じた幅広い世代の居場所づくり事業となっており、高齢者の生きがいがづくりや健康増進、社会参加の促進に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	総合計画の施策目標「高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち」にも寄与する。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	市の課題の一つである休眠中の田畑等への対策、高齢者の学びや働くことに対するニーズが高いと考えられる。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	高齢者の生きがい就労を推進するものとして、センター会員の年間就業率及び会員数の増加を指標としている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	事業内容に応じて補助金を交付するため、柔軟な事業展開が可能となる。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、市はセンターに対して就業の機会確保に必要な措置を講ずることとされているため、センターへの交付を基本としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象経費の一部補助としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市高齢者能力活用推進事業補助金交付要領を設定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方市予算書及び決算書に掲載するとともに、補助の対象となるセンターに対して適切に説明を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	休眠中の田畑などの遊休地活用、幅広い世代の学びや生きがいづくり、また高齢者の社会参加の促進につなげることを目的としており、公益上必要な事業に対する補助金である。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	センターは、公益事業を主たる目的とした公益社団法人である。また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、市はセンターに対して就業の機会確保に必要な措置を講ずることとされていること等を鑑み、補助金交付は必要である。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	センターは、公益事業を主たる目的とした公益社団法人である。また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、市はセンターに対して就業の機会確保に必要な措置を講ずることとされていること等を鑑み、補助金交付を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	広域型老人福祉施設等整備補助金				補助金番号	C1-24				
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課									
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市広域型老人福祉施設等整備補助金交付要綱(平成31年枚方市要綱第14号)									
交付の目的	枚方市の区域に設置されている老朽化した老人福祉施設等の建て替えや、本市において老人福祉施設等の整備を行う者に対し、その費用の一部を補助することで、老人福祉施設等の整備を促進し、もって、高齢者の安全・安心な生活の向上に資することを目的とする。									
補助対象経費	施設整備にかかる工事費、事務費等									
補助率・補助額	定額補助									
交付先	広域型の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の整備法人									
開始年度	平成30 年度		終期年度		年度		サンセット期日		令和9 年度末	
補助金性質分類	制度的補助			団体運営補助			事業費補助		○	その他
法令等での義務付け	なし		法令等名称							

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	R3	R4	R5	R6
予算額	0	0	0	0
決算額	0	0	0	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	0	
(件)				
交付実績	0	0	0	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	多数の要介護高齢者が入所している、あるいは入所を希望している特別養護老人ホーム等の整備は必要であり、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	実行計画に掲げる施策目標の達成のため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	特別養護老人ホーム等は、多数の要介護高齢者が入所している、あるいは入所を希望しており、高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	特別養護老人ホーム等の整備や建て替え等により、待機者数の減少、要介護高齢者の安全・安心な生活の場の確保につながる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	社会福祉法人等の施設の整備に対し、補助金を交付している。市が直接整備するより、より効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	補助金を交付する社会福祉法人等は、公募等により選定された整備事業候補者である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	交付要綱に上限となる単価を設定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金額、補助対象経費等は交付要綱に規定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	本補助金を活用して整備を行う事業候補者選定にかかる募集要項をホームページ上で公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	特別養護老人ホーム等の整備は、ひらかた高齢者保健福祉計画21に基づくものである。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	介護保険施設等整備審議会で、整備法人の財務状況を審査している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	特別養護老人ホーム等の介護保険施設は、多数の高齢者が入所を希望しており、高いニーズを把握していることから、引き続き、当該補助金を活用した施設整備を継続する。 また、ひらかた高齢者保健福祉計画21に基づき、新たに整備することとした介護医療院を交付先に追加する。 改正前: 広域型の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設の整備法人 改正後: 広域型の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の整備法人
対応完了・廃止予定時期	令和7年3月